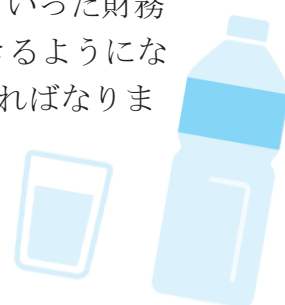


令和6年度 南部町水道事業は公営企業会計へ移行します

◆何が変わるの？

地方公営企業会計が適用されることで、これまでの官庁会計（単式簿記）方式から、公営企業会計（複式簿記）方式へと変更されます。これにより、現金の収支のみに着目して経理を行う「現金主義」から、現金の収支の有無にかかわらず経済活動の発生という事実に基づいて経理を行う「発生主義」を採用することになります。

さらに、資産状況を把握するための「貸借対照表」、利益や損失を計るための「損益計算書」、現金の動きを管理する「キャッシュフロー計算書」といった財務諸表の作成を通して、企業の経済状況をこれまでより正確に把握できるようになることから、よりの確な経営方針を立て、持続的な経営を目指さなければなりません。



◆何故移行するの？

今までの会計は家計簿のように、収入と支出から残高が分かる会計でした。移行後は家計簿のほかに資産や借金の明細までが分かる会計になります。水道事業は配水管や施設の改修・更新などにより、財産としての価値が変動します。これらを適正に管理すること、経営状況の的確な把握がより一層求められます。

公営企業会計の適用は、安定した経営を持続し健全性や計画性、透明性の向上を図るための取り組みです。



◆手続き等何か必要ですか？

組織の在り方が変わりますが、利用者の皆様に何か手続き等をお願いすることはありません。検針しやすいようメーター器の周囲を綺麗にし、漏水がないか普段から少し気にしていただく等、今までと変わらずにお過ごしく下さい。

◆水道料は変わりますか？

水道料金は安全な水を安定して皆様にお届けするため、老朽化する施設や配管を維持、整備していくため、3～5年毎の見直しを行うことが必要です。人口の減少と設備等の老朽化を考慮すると、公営企業に移行してもしなくても、水道料金の見直しは必須となります。